

有効期間満了日 令和3年4月30日

熊組対第642号

令和2年 3月23日

令和2年度における覚せい剤取締法違反事件捜査に係る強制採尿等謝金の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、下記のとおり取り扱うこととしたので事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「令和元年度における覚せい剤取締法違反事件捜査に係る強制採尿等謝金について」（令和元年10月9日付け熊組対第2518号）は、廃止する。

記

1 謝金の金額

強制採尿及び強制採毛（以下「強制採尿等」という。）の謝金の金額は、1回につき、別紙「強制採尿等謝金一覧表」のとおりとする。

2 提出書類

強制採尿等の実施後は、次の書類を提出すること。

(1) 強制採取依頼簿（別記様式第1号）

所属で決裁を受けた依頼簿の写し

(2) 実施報告書（別記様式第2号）

証明日を記載した所属長の事実証明のある原本

(3) 答申書（別記様式第3号）

送致書類に添付した答申書の写し

(4) 国庫金振込依頼書（別記様式第4号）

実施した病院の代表者の押印等がある原本。ただし、過去1年以内に支給実績がある場合で、振込口座の変更がない場合は、国庫金振込依頼書の作成は不要とする。

3 提出先及び提出期限

(1) 提出先

組織犯罪対策課 組織犯罪特捜第二係

(2) 提出期限

強制採尿等の実施後10日以内（令和3年3月23日以降に実施したものは、同年4月3日まで）に提出すること。

別紙

強制採尿等謝金一覧表

区分	謝金額（「実施報告書」及び「答申書」の作成を含む。）	
(1)	平日（午前8時～午後6時）	5,600円
	土曜日（午前8時～午後0時）	
	時間外（平日：午前6時～午前8時）	

(2)	(平日：午後6時～午後10時) (土曜日：午前6時～午前8時) (土曜日：午後0時～午後10時)	6,500円
(3)	休日（日曜日） (国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日） (12月29日から1月3日までの日)	8,100円

※注1 上記区分(1)及び(2)の時間に含まれない時間帯（平日及び土曜日の午後10時から翌午前6時までの時間帯）に実施した場合は、区分(3)の謝金額を適用する。

※注2 強制採尿等の時間が上記区分の2以上に該当する場合は、謝金額の高い区分の謝金額を適用する。

※ 別記様式（略）